



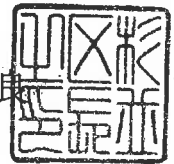
杉並区告示 825号

令和4年度労働報酬下限額について

杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号）第7条第3項の規定により、令和4年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和4年3月4日

杉並区長 田中



記

1. 杉並区公契約条例第2条第3号アに規定する工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額
 - (1) 熟練労働者・一人親方
別表のとおり
 - (2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）
1時間当たり1, 275円
2. 杉並区公契約条例第2条第3号イに規定する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額
1時間当たり1, 093円
3. 杉並区公契約条例第2条第3号ウに規定する指定管理者協定に係る労働報酬下限額
1時間当たり1, 093円



杉並区告示 825号

別表

職種	1時間あたり	職種	1時間あたり
1 特殊作業員	2,892円	27 普通船員	2,723円
2 普通作業員	2,509円	28 潜水員	4,770円
3 軽作業員	1,755円	29 潜水連絡員	3,409円
4 造園工	2,475円	30 潜水送気員	3,319円
5 法面工	3,162円	31 山林砂防工	3,027円
6 とび工	3,139円	32 軌道工	5,445円
7 石工	3,072円	33 型わく工	2,993円
8 ブロック工	2,847円	34 大工	2,880円
9 電工	3,004円	35 左官	3,162円
10 鉄筋工	3,162円	36 配管工	2,712円
11 鉄骨工	2,892円	37 はつり工	2,880円
12 塗装工	3,409円	38 防水工	3,409円
13 溶接工	3,522円	39 板金工	3,274円
14 運転手(特殊)	2,847円	40 タイル工	2,678円
15 運転手(一般)	2,374円	41 サッシ工	3,004円
16 潜かん工	3,499円	42 屋根ふき工	1,945円
17 潜かん世話役	4,152円	43 内装工	3,150円
18 さく岩工	3,522円	44 ガラス工	2,970円
19 トンネル特殊工	3,375円	45 建具工	2,848円
20 トンネル作業員	2,847円	46 ダクト工	2,678円
21 トンネル世話役	3,803円	47 保温工	2,599円
22 橋りょう特殊工	3,420円	48 建築ブロック工	2,763円
23 橋りょう塗装工	3,510円	49 設備機械工	2,622円
24 橋りょう世話役	4,017円	50 交通誘導員A	1,845円
25 土木一般世話役	2,982円	51 交通誘導員B	1,598円
26 高級船員	3,432円		

